

酒税率一覧表(平成 18 年5月1日～)

1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	アルコール分等	1 kl 当 た り 税 率
○発泡性酒類 (基本税率)		220,000円
ビ ー ル		220,000円
発 泡 酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円
	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※)	80,000円
○醸造酒類 (基本税率)		140,000円
清 酒		120,000円
果 実 酒		80,000円
その他の醸造酒		140,000円
○蒸留酒類 (基本税率)	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
連 続 式 蒸 留 焼 酎	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
単 式 蒸 留 焼 酎		
原料用アルコール		
ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類 (基本税率)	21度以上 21度未満	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円
合 成 清 酒		100,000円
み り ん		20,000円
甘 味 果 実 酒 リ キ ュ ー ル	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉 末 酒		390,000円
雑 酒	みりん類似 21度以上 21度未満	20,000円 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円

- (※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。
- 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)
(注)「一定の物品」とは、次のものをいう。
イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル
ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維
ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル
 - 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品 目	アルコール分等	1 kl 当 た り 税 率
連 続 式 蒸 留 焼 酎 単 式 蒸 留 焼 酎 ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算
	9度未満	80,000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の課税移出数量の合計が10,000kl超の酒類の製造者を除く)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。
なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品 目	軽減割合					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度
			～9月	10月～		
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものに限る)(注1)	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	20%	20%	20%	20%	20%	20%
果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	10%	10%	10%	20%	20%	20%
	20%	20%	20%	28.9%	28.9%	28.9%
合成清酒、発泡酒(注1)	5%	5%	5%	5%	5%	5%
	10%	10%	10%	10%	10%	10%
ビール(注2)	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%	/	/
	15%	15%	15%	15%		

(注)1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成30～令和2年度)

- 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に応じた軽減割合が適用される。
 - 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%(平成27年度以降は15%又は7.5%)
 - 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%